

浜松市指定建設発生土受入地要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市が発注する建設工事に伴う発生土(以下「発生土」という。)を 処理するために指定する「浜松市指定建設発生土受入地」(以下「受入地」という。)に関し、必要な事項を定め、発生土を適正に処理することを目的とする。

(受入地の指定)

第2条 受入地の指定は、3万m³以上の発生土が受入れ可能な土地で、土地所有者等が発生土の受入れを希望し、浜松市が発生土を搬入することにより、相互の経費節減が図ることができる箇所であることを条件とする。

(指定手続き)

第3条 受入地の指定を受けようとする者(以下「受入者」という。)は、一般財団法人浜松まちづくり公社(以下「まちづくり公社」という。)に、別紙1の申請書を1部提出するとともに、発生土受入れの計画について協議を行うこととする。なお、指定を受けようとする受入地の所有者が複数の場合は代表者を定め、まちづくり公社に代表者が別紙1の申請書を1部、各所有者は別紙1-1の同意および申請書を1部提出する。

2 まちづくり公社は、前項の協議により発生土の受入れが可能と判断される場合は、別紙2の申請書により、浜松市に受入地申請を行うこととする。

3 浜松市は、前項による申請があったときはこれを審査し、承諾する場合は、別紙3の承諾書により、まちづくり公社に通知するものとする。

(管理運営)

第4条 受入地の管理運営は、まちづくり公社が行う。

2 受入れに必要な事項は、浜松市とまちづくり公社とが協議により、受入地ごとに管理運営要領を定め、適正な管理運営を図る。

3 管理運営の一部を第三者に委託する場合は、浜松市とまちづくり公社が協議して決定する。

(受入料金)

第5条 発生土の受入料金は、浜松市とまちづくり公社が協議して決定する。

2 受入料金は、まちづくり公社の収入とし、その収入はまちづくり公社の取扱事務費を除き、受入地の管理運営費に充てるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、浜松市、まちづくり公社及び受入者で協議のうえ、処理するものとする。

附 則

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

改 訂

平成10年10月 1日

平成15年 1月 7日

平成17年 3月 1日

附 則

この要領は、平成23年 9月 1日から施行する。

改訂

平成25年 4月 1日

平成26年11月 1日

(別紙1)

平成 年 月 日

一般財団法人
浜松まちづくり公社

(受入者(地権者代表))

住所

氏名

印

浜松市指定建設発生土受入地願い申請書

(受入者(地権者代表者)の氏名 他 名)の土地を、浜松市が発注する建設工事に伴う建設発生土の受入地として使用していただきたく、下記のとおり申請します。

なお、建設発生土受入時期については浜松市の施工計画に従い、土地の所有権を変更する場合は当願入れを受け継がせません。また、受入が終了するまでに他の土地利用計画が生じた場合は、遅滞なく連絡し協議いたします。

記

1. 申請箇所 :

2. 受入土量 :

3. 受入期間 :

4. 添付書類 : (位置図、平面図、公図写、搬入経路、断面図、砂利採取認可書等)

(別紙2)

平成 年 月 日

浜松市長

一般財団法人浜松まちづくり公社
印

浜松市指定建設発生土受入地申請書

下記のとおり、浜松市指定建設発生土受入地の承諾を受けたいので申請いたします。

記

1. 申請箇所 :

2. 受入土量 :

3. 受入期間 :

4. 添付書類 : (概算工事費算定書等)

(別紙3)

平成 年 月 日

一般財団法人浜松まちづくり公社
様

浜松市長 印

浜松市指定建設発生土受入地承諾書

下記について、浜松市指定建設発生土受入地として承諾します。

記

1. 申請箇所 :

2. 受入土量 :

3. 受入期間 :

4. 特記事項 : (以下、記載例)

「浜松市指定建設発生土受入地要領」を遵守すること。

管理運営要領を定め、適切な管理運営に努めること。

以下について、対策を講じること。

(搬入路)

- ・ 予め搬入に用いる道路を指定し、地域住民の了解を得ること。
- ・ 搬入路は、ダンプトラックの走行に支障のない対策を講ずること。
- ・ 搬入道路の交差点部、受入地入口等に、交通整理人を配置すること。
- ・ 土砂の飛散、騒音及び振動に注意し、モラルをもった走行を指導すること。

(受入地)

- ・ 管理人室を設置し、管理人を配置すること。
- ・ 外周は、柵等を設置し、不法投棄防止等に努めること。
- ・ 受入地内は、仮設道路を設けること。
- ・ 受入地内の排水対策を講ずること。
- ・ タイヤ洗車場を設け、場外への土砂持出しを防止すること。